

厚生労働省

医政局長 迫井 正深 殿

一般社団法人 日本精神科看護協会

会 長 吉川 隆博



新型コロナウイルス感染拡大下で行う
看護師・保健師・助産師の国家試験に関する要望書

新型コロナウイルスの感染拡大がとどまらず、先行への不安が強まる状況が続いております。

私ども一般社団法人日本精神科看護協会は、全国の精神科医療機関および教育機関(主に精神看護領域)で働く看護師・教員等約4万人で構成されている団体です。

現在の感染拡大状況下では、受験学生個人の感染防止策によって感染を防ぐこと、もしくは濃厚接触者になることを回避するには限界があります。万が一、受験学生が国家試験間近になって感染が疑われる状況になったり、濃厚接触者となったりした場合には、学生が看護師等国家試験受験の機会を失うことになるのは勿論のこと、看護師不足の状況のなかで医療提供体制の逼迫を招くことに繋がるのではないかと懸念しています。

そこで、令和2年12月4日付、医政看発1204第1号通知文の「試験実施についての留意事項(8)～(12)」に示されている、濃厚接触者および体調不良者(37.5度以上、咳等の症状を有する者)への配慮について、下記のとおり要望いたします。ご検討のほどよろしく願いいたします。

記

1. 会場で検査・診断の対象となる学生が、検査等にかかる時間を除いて受験できるよう、試験開始までの時間を十分に確保されたい。
2. 会場の換気による室温の低下で、受験生の集中力が低下しないよう、環境を整えていただきたい。
3. 新型コロナウイルスに感染した受験生は、災害時の特例対象とし、別日程で試験の機会を設けていただきたい。

以上